

シニアライフローン

令和3年4月1日現在

商 品 名	シニアライフローン（しんきん保証基金 保証付）
対 象 者	<ul style="list-style-type: none">・ 申込時年齢が満60歳以上の方で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方。・ 当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に年金受取口座を指定する手続きをされた方。・ 申込時に年金担保借入がない方。・ しんきん保証基金の保証が受けられる方。・ 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none">・ リフォーム資金、自動車購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、次のいずれかに該当するもの。① 申込人または申込人の家族（配偶者、直径尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金。 ※申込日時時点で、支払日から1カ月以内のものに限り支払済み資金も可能です。② 申込人が①を用途として当金庫からお借り入れした基金保証付き個人ローン（切替プラン除く）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※①と合わせた申込みに限る。
ご 融 資 金 額	100万円以内（1万円単位） 証書貸付
ご 利 用 期 間	3ヶ月以上10年以内
ご 融 資 利 率	固定金利 年6.0% 金利には保証料が含まれます。
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none">・ 隔月元金均等・元利均等割賦返済（約定返済日は偶数月15日）・ 毎月元金均等・元利均等割賦返済（約定返済日は毎月15日） ※元金返済据え置き期間は6ヶ月以内 ※6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用は不可とします
保 証 人 ・ 担 保	しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
保 証 会 社 保 証 料	<ul style="list-style-type: none">・ しんきん保証基金・ 保証料は金利に含まれます。
ご 提 出 し て い た だ く も の	<ul style="list-style-type: none">・ ご本人確認資料の写し 運転免許証、但しお申込人が運転免許を取得していない場合は、次のいずれかをご提出いただきます。 個人番号カード、運転経歴証明書、健康保険証、写真付き住民基本カードなど ※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要になります。・ 資金用途確認資料の写し 振込依頼書（振込先名でお使いみちがわかるもの）、見積書、注文書、請求書など。 お使いみち②の場合は、融資残高および直近3ヶ月の返済履歴がわかる資料。 支払済みの場合は、領収書、通帳など。・ これから年金を受給される場合（裁定請求・指定変更）は次のものを提出いただきます。 当金庫に年金受取口座を指定したことがわかる書類および年金証書。
手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none">・ ご融資実行時の手数料は無料です。・ 繰上償還時には手数料 5,500円（税込）がかかります。・ 条件変更時には手数料 5,500円（税込）がかかります。

次ページへ続きます

融-12

<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p><苦情処理措置></p> <p>本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口（9時～17時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。</p> <p><紛争解決措置></p> <p>富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間（9時～17時）に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率や詳しいご返済方法・ご返済額の見込額等の試算等詳しくは当金庫の本支店にお問合わせください。